

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 7月 8日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 35 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成16年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新潟市亀田清掃センター附属運動公園の項を削る。

第3条第2項を削る。

第3条の3を削る。

第7条中「又は広場（以下「多目的ホール等」という。）」を削る。

第9条及び第10条中「多目的ホール等」を「多目的ホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。